

2000年7月1日施行

本運営要領は、1999年10月1日施行の特許報奨規程（以下、「特許報奨規程」という。）第6条に規定するように、特許報奨規程を補完し、報奨手続きを公平、公正に運営するための要領を定める。

1 候補特許の選定

- 1) 知的財産センターで、毎年、日本の特許出願日から、10年、15年、20年経過した日本特許を選別する。ただし、これら以外の年数の日本特許も報奨のために選別を行うことが出来る。
外国にのみ出願した場合は、外国の特許出願日から、10年、15年、20年経過した外国特許を選別する。
- 2) 前項で選別した特許につき、知的財産センターで適宜、当該事業部門、当該本社部門、研究所、センター、工場の意見を聴取し、会社が実施した特許及び/または第三者に実施許諾した特許を選別する。
当該日本特許を優先権主張する外国特許も含めて意見聴取と選別を行う。（以下同様）
- 3) 前項で選別した特許につき、当該事業部門または当該本社部門が、以下の要領で商品別営業利益あるいはその増分及び/または実施料収入の累積額（以下、「概算利益」という。）を算定する。
ただし、商品別営業利益の増分及び/または実施料収入の累積額が明らかに10億円未満と当該事業部門または当該本社部門が判断した場合は、概算利益の算定を行わないでよい。

（商品別営業利益あるいはその増分の算定）

会社が特許を実施した期間の当該商品の商品別営業利益あるいはその増分累積額を算定する。

1999年度以降は、商品別営業利益を算定し、これを商品別営業利益とする。

1998年度以前は商品別営業利益が使用されていないため、各年度の商品別利益に1999年度の商品別営業利益/商品別利益を乗じて算出した利益を、当該年度の商品別営業利益とする。

（実施料収入の算定）

会社が特許を第三者に実施許諾した期間の実施料収入累積額を算定する。

実施料収入が円貨以外の場合、現地通貨で積算し、特許報奨の選考時期の前年度3月平均の為替レートを用いて円換算する。

- 4) 功勞特許の場合、過去優秀特許または功勞特許として報奨を受けた特許については、当該報奨以降の概算利益を算定する。
- 5) 商品別営業利益の増分及び/または実施料収入の累積額が10億円以上の場合、当該特許を、功勞特許または優秀特許の候補特許とする。

2 報奨金額案の算定

- 1) 報奨金額案は、確定した商品別営業利益の増分累積額及び/または実施料収入累積額（以下、「確定利益」という。）に、候補特許の貢献率を乗じて得られた額を増分

利益とし、これに 1/1000 を乗じて算定される。

2) 確定利益の算定

選定された功労特許または優秀特許の候補特許に関し、知的財産センターと当該事業部門または当該本社部門が、商品別営業利益の増分累積額及び/または実施料収入累積額を確認し、決定する。実施料収入が円貨以外の場合、当該年度3月の平均為替レートをを用いて円換算して得られた実施料収入を用いる。

3) 貢献率の算定

候補特許を実施した商品に関し、他の特許も実施している場合、商品別営業利益の増分累積額における候補特許の貢献度を評価し、これを貢献率として算定する。また、候補特許の第三者への実施許諾に関し、他の特許及び/またはノウハウも実施許諾している場合、実施料収入累積額における候補特許の貢献度を評価し、これを貢献率として算定する。

貢献率の算定に際し考慮すべき要因としては、例えば以下の項目がある。

①自社実施の場合

- ・当該商品に関し、会社が実施した他の特許の有無、有の場合、他の自社実施特許の件数と具体的貢献

②第三者に実施許諾の場合

- ・候補特許による実施料収入が明確に特定できるか否か
- ・他の実施許諾対象特許の有無、有の場合、他の実施許諾対象特許の件数と具体的貢献
- ・ノウハウの実施許諾の有無、有の場合、ノウハウの具体的貢献
- ・実施料収入の内訳（一時金の有無、有りの場合、その意味合い）

③候補特許における従業員等の貢献度

更に、候補特許が他社と共有の場合及び/または候補特許の発明者に第4条に規定する従業員等以外の発明者（以下、「社外発明者」という。）が含まれる場合、候補特許における従業員等の貢献度を評価し、これも貢献率の決定に際し考慮する。従業員等の貢献度の評価に際し考慮すべき要因としては、例えば以下の項目がある。

- ・候補特許は他社と共有か否か、共有の場合、自社の持ち分と具体的貢献
- ・候補特許における社外発明者の有無、有の場合、従業員等の人数と具体的貢献

知的財産センターが適宜、生産技術戦略室、研究開発戦略室、当該事業部門、当該本社部門、研究所、センター、工場等の意見を聴取し、候補特許に関し上記諸要因の事実関係を確認する。そして、諸要因を考慮し、貢献率を算定する。

3 特許報奨委員会による審査

1) 特許報奨委員会は毎年原則5月に開催する。

2) 特許報奨委員会で、知的財産センターが選定した候補特許と報奨金額案を審査する。

3) 功労特許は、経営会議で甲稟議決裁にて決定される。

優秀特許は、特許報奨委員会で決定し、知的財産センター担当役員により乙稟議決裁される。その後、特許報奨委員会の事務局（以下、「事務局」という。）は遅滞なく経営会議に報告する。

4 報奨対象者

- 1) 特許報奨規程に基づく報奨の対象者は、1999年10月1日に改定された1990年3月16日施行の発明等取扱規程（以下、「発明等取扱規程」という。）第3条に規定する職務発明をした従業員、役員、顧問、理事、嘱託、受け入れ出向社員（以下、「従業員等」という。）とする。
- 2) 前項の場合において会社は、顧問、嘱託との間に、発明等取扱規程、特許報奨規程を遵守する旨の契約を適宜締結するものとする。
- 3) 第1項の場合において会社は、受け入れ出向社員に発明等取扱規程、特許報奨規程を知らしめるものとする。

5 報奨金の支払い

- 1) 事務局は、特許報奨規程第4条に規定する決定（以下、「決定」という。）の後1ヶ月以内に、同第2条に規定する功労特許または優秀特許となった職務発明をした従業員等（以下、「職務発明をした従業員等」という。）に報奨金が支払われる旨の通知（以下、「通知」という。）をする。
- 2) 会社は、職務発明をした従業員等が指定する口座に、報奨金を一括または分割によって支払う。
- 3) 職務発明をした従業員等は、通知がされた後1ヶ月以内に、前項規定の口座及び一括又は分割の別を回答しなければならない。
- 4) 会社は、前項の回答がされた後3ヶ月以内に、報奨金全額または分割して支払われるべき報奨金の最初の支払いをする。
- 5) 第3項の回答がないとき、または、相当な努力を払っても職務発明をした従業員等の所在が知れない等により通知ができない場合は、会社は前項に規定する期間に報奨金を支払うことを要しない。ただし第3項規定の期間経過後、または本項規定の相当な努力を払った後10年以内に回答があったときは、会社はその後遅滞なく報奨金を支払う。
- 6) 第3項に規定する分割の支払いは年1回行うものとし、職務発明をした従業員等が5回を限度に選択することができる。
- 7) 分割して支払われる報奨金の1回の支払い額は、10万円を単位にして職務発明をした従業員等が選択することができる。ただし報奨金のうち10万円未満の金員は、分割して支払われる報奨金の最後の支払い時に支払われる。

6 従業員等間の報奨金の分配

- 1) 職務発明が共同でされたときは、報奨金は発明等取扱規程第4条に規定する届出書（以下、「届出書」という。）に記載される寄与率にしたがって職務発明をした従業員等間で分配されるものとする。ただし、分配される報奨金に1000円未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。
- 2) 届出書に記載された寄与率が、社外発明者も含めた寄与率であるときは、以下の式で算定する修正寄与率にしたがって職務発明をした従業員等間で報奨金が分配されるものとする。

$$\text{修正寄与率} = (\text{届出書に記載された寄与率}) \div (\text{職務発明をした従業員等の寄与率の和})$$

- 3) 届出書に寄与率の記載がないときは、職務発明をした従業員等が協議して定める寄与率にしたがって報奨金は分配されるものとする。協議が成立せず、または協議することができないときは、寄与率は均等であるとみなす。
- 4) 事務局は、前項の場合は、通知の後3ヶ月以内に同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を職務発明をした従業員等に通告するものとする。
- 5) 事務局は、前項の規定の期間内に同項の規定による届出がないときは、第3項の協

議が成立しなかったものとみなすことができる。

- 6) 分配された報奨金の支払いについても、前条を適用する。
この場合において前条第4項中、「前項の回答がされた後3ヶ月以内に」とあるのを「第6条第4項に規定する期間満了後3ヶ月以内に」と読み替えるものとする。

7 納税

- 1) 職務発明をした従業員等は、報奨金の受け取りについて納めるべき税金を、確定申告をして納めなければならない。
- 2) 事務局は、職務発明をした従業員等に前項規定の納税義務があることを通告することができる。

8 運営要領の改定

- 1) 本運営要領は、特許報奨規程の改定その他の事由により変更の必要が生じた場合は随時改定する。
改定は知的財産センターで検討、起案し、適宜特許報奨委員会で決定する。知的財産センター担当役員により乙稟議決裁される。

以 上